

平成30年第1回上里町議会定例会会議録第3号

平成30年3月7日（水曜日）

本日の会議に付した事件

日程第39（町長提出議案第33号）平成30年度上里町一般会計予算について

日程第40（町長提出議案第34号）平成30年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第41（町長提出議案第35号）平成30年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第42（町長提出議案第36号）平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第43（町長提出議案第37号）平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第44（町長提出議案第38号）平成30年度上里町水道事業会計予算について

日程第45（町長提出議案第39号）平成30年度上里町下水道事業会計予算について

出席議員（13人）

1番 飯塚賢治君	3番 仲井静子君
4番 猪岡壽君	5番 齊藤崇君
6番 岩田智教君	7番 植井敏夫君
8番 高橋正行君	9番 納谷克俊君
10番 新井實君	11番 杳澤幸子君
12番 高橋仁君	13番 伊藤裕君
14番 植原育雄君	

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 須長正実君
総合政策課長 岡村拓哉君	税務課長 山田隆君

くらし安全課長	望 月 誠 君	町民福祉課長	谷 木 絹 代 君
子育て共生課長	間々田 由 美 君	健康保険課長	山 下 容 二 君
高齢者いきいき課長	飯 塚 郁 代 君	まち整備課長	稲 岡 信 行 君
産業振興課長	及 川 慶 一 君	上下水道課長	根 岸 利 夫 君
学校教育課長	高 橋 淳 君	学校指導室長	加 藤 修 君
生涯学習課長	小 暮 伸 俊 君	郷土資料館長	丸 山 修 君
会計管理者	南 雲 久 枝 君		

事務局職員出席者

事務局 長 宮 下 忠 仁 次 長 神 村 輝 行

◎開 議

午前9時00分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

-
- ◎日程第39 町長提出議案第33号 平成30年度上里町一般会計予算について
- ◎日程第40 町長提出議案第34号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- ◎日程第41 町長提出議案第35号 平成30年度上里町介護保険特別会計について
- ◎日程第42 町長提出議案第36号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- ◎日程第43 町長提出議案第37号 平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- ◎日程第44 町長提出議案第38号 平成30年度上里町水道事業会計予算について
- ◎日程第45 町長提出議案第39号 平成30年度上里町下水道事業会計予算について

○議長（納谷克俊君） 日程第39、町長提出議案第33号 平成30年度上里町一般会計予算について、日程第40、町長提出議案第34号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第41、町長提出議案第35号 平成30年度上里町介護保険特別会計について、日程第42、町長提出議案第36号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第43、町長提出議案第37号 平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第44、町長提出議案第38号 平成30年度上里町水道事業会計予算について、日程第45、町長提出議案第39号 平成30年度上里町下水道事業会計予算について、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第33号から議案第39号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案いたしました議案第33号 平成30年度上里町一般会計予算について御説明いたします。

初めに、予算編成に対する基本的な考え方につきまして御説明いたします。

政府は、平成30年度の予算編成に当たり、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、保育士や介護人材等の処遇改善、幼児教育の段階的無償化など、人づくり革命への取り組みや企

業による設備や人材への投資の促進、研究開発の促進など、生産性革命への取り組みなどを重点施策と掲げ、重点的な予算措置を講じるなど、めり張りのきいた予算編成を目指しております。また、国の財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き聖域なき見直しを推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとしております。

このような中、平成29年3月に策定をいたしました第5次上里町総合振興計画を主軸とし、町の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウンかみさと”」の実現に向け、平成30年度の歳出予算の編成に当たっては、子ども・子育て支援、都市基盤の充実、学校教育や生涯学習の充実、保健医療の充実などを中心に、予算編成を行いました。

主な事業といたしましては、保育所等整備交付金、保育所等委託料、公立保育園の実施設計業務委託などの子ども・子育て関連事業、児玉工業団地アクセス道路事業や藤木戸勝場線歩道整備事業、神保原駅南北自由通路改修工事などの都市基盤整備関連事業、上里中学校外構整備や上里北中学校、神保原小学校の営繕工事、設計業務委託などの教育環境整備関連事業、町民体育館改修工事や上里中学校夜間照明の工事設計業務委託などの生涯学習関連事業、がん検診等の無償化や不妊治療費助成事業などの保健医療関連事業、これらの事業に対しまして重点的な予算計上を行いました。

次に、歳入でございますが、政府の平成30年度予算編成の基本方針によりますと、国内の経済状況は、GDPの増加や企業収益の増加が示すように、就業者数の増加や賃上げなど雇用、所得環境の改善が見られ、経済の好循環が実現しつつあるとされています。

また、県内に目を向けますと、埼玉県経済動向調査によれば、雇用情勢は着実に改善し、個人消費は上昇に転じつつある。また、設備投資等、企業活動関連も堅調で、県経済は緩やかに回復しているとの総合判断がされております。

このような背景の中、平成30年度の歳入予算の主な特徴といたしましては、近年の景気動向や決算の状況などから、町民税を前年度比2.5%の増とし、町税全体では前年度比0.6%の増といたしました。そのほかの特徴といたしましては、民間保育所整備にかかわる国庫補助などにより、国庫支出金が前年度比17.3%の増、また、民間保育所整備にかかわる町負担分や公立保育所の実施設計業務委託の財源として基金を充当することから、繰入金の前年度対比24.5%の増となっております。

それでは、平成30年度上里町一般会計、特別会計予算書の5ページをお開きください。

平成30年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億5,430万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものといたします。

第2条、債務負担行為ですが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をす

ることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によるものとし、4件を定めるものでございます。

第3条、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によるものとし、7事業、5億3,000万円を定めるものでございます。

第4条、一時借入金ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による借り入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすると定めたものでございます。

それでは、各表ごとに説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算の款項別の予算について御説明いたします。

初めに、歳入でございますが、款1町税につきましては、平成29年度の調定や近年の決算状況等を勘案いたしまして、前年度より2,057万3,000円増額の37億212万2,000円を計上いたしました。

款2地方譲与税は、譲与税額の見込みから、前年度より200万円増額の1億700万円を計上いたしました。

款3利子割交付金は、市町村交付金見込み額から、前年度より10万円減額の400万円を計上いたしました。

款4配当割交付金から款10地方交付税につきましては、国や県からの情報や平成29年度の決算見込み額などから積算を行っております。

款4配当割交付金は、前年度より300万円減額の500万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度より700万円減額の500万円、款6地方消費税交付金は、前年度より4,000万円増額の4億6,000万円、款7ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の800万円、款8自動車取得税交付金は、前年度より300万円増額の2,600万円、款9地方特例交付金は、前年度と同額の1,900万円、款10地方交付税は、前年度と同額の9億8,000万円を計上いたしました。

款11交通安全対策特別交付金は、平成29年度収入状況から、前年度より5万9,000円減額の630万4,000円を計上いたしました。

款12分担金及び負担金は、保育所運営費、保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金が主なもので、前年度より741万9,000円増額の1億4,639万7,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場、公園施設管理許可使用料が主なもので、前年度より513万5,000円減額の1億2,850万9,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金は、児童手当交付金3億5,804万7,000円、保育所等整備交付金2億8,895万2,000円、子どものための教育・保育給付費負担金2億199万6,000円、障害者自立支援給付費負担金1億8,904万4,000円が主なもので、前年度より2億4万円増額の13億5,846万8,000円を計上いたしました。

款15県支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金1億99万8,000円、児童手当負担金7,785万3,000円、障害者自立支援給付費負担金9,452万1,000円が主なもので、前年度より3,493万5,000円増額の6億2,637万6,000円を計上いたしました。

款16財産収入は、土地賃貸料などの増額を見込み、前年度より166万2,000円増額の542万円を計上いたしました。

款17寄附金は、ふるさと寄附金を見込みまして、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

款18繰入金は、財政調整基金から2億1,192万円、公共施設等用地取得及び施設整備基金から1,493万円、教育施設整備基金から5,596万1,000円、減債基金から1億円、いきいき福祉基金から7,973万9,000円の繰り入れなど、前年度より9,088万2,000円増額の4億6,255万3,000円を計上いたしました。

款19繰越金は、1億円を計上いたしました。

款20諸収入は、埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,200万円などが主なもので、前年度より861万7,000円減額の7,315万1,000円を計上いたしました。

8ページをごらんください。

款21町債は、国民保護対策事業の総務債220万円、道路、橋梁、公園などの土木債1億1,280万円、臨時財政対策債4億1,500万円といたしまして、前年度より1,280万円増額の5億3,000万円を計上いたしました。

款1町税から款21町債までの歳入合計につきましては87億5,430万円になりまして、前年度より3億8,940万円の増額でございます。

次に、歳出予算の款項別の金額が9ページからとなっております。

款1議会費は、報酬や共済費などの増減により、前年度より38万4,000円減額の1億470万2,000円を計上いたしました。

款2総務費は、人事院勧告等による人件費の増額や長及び議会議員選挙事業などによる選挙費の増額、住基ネット機器等の機器更改による戸籍・住民基本台帳費の増額などにより、前年度より3,622万9,000円増額の11億4,112万2,000円を計上いたしました。

款3 民生費は、国民健康保険事業の広域化に伴い国保会計への繰出金が減額となりましたが、民間保育所整備事業、民間保育所等委託料、放課後児童対策事業、障害者福祉事業などが増額となったことから、前年度より1億9,976万円の増額の37億3,573万円を計上いたしました。

款4 衛生費は、広域圏の清掃施設分の負担金が減額になったことなどから、前年度より2,599万4,000円減額の4億9,063万8,000円を計上いたしました。

款5 農林水産業費は、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金や新規就農総合支援事業費補助金などが増額となりましたが、上里土地改良区及び上里西部土地改良区などに対する補助金などが減額となったことから、前年度より171万4,000円減額の1億5,460万2,000円を計上いたしました。

款6 商工費は、指定企業施設奨励金が減額になったことなどから、前年度より165万8,000円減額の4,696万3,000円を計上いたしました。

款7 土木費は、神保原駅南街区公園整備の工事費が減額となりましたが、児玉工業団地アクセス道路事業の調査費及び補償費、藤木戸勝場線歩道整備事業の工事費、運動公園等管理業務委託料などが増額となったことから、前年度より1,182万8,000円増額の6億9,949万3,000円を計上いたしました。

10ページをごらんください。

款8 消防費は、防災マップ作成業務や消防団員被服購入にかかわる経費が増額となりましたが、広域圏への負担金の減額や消防団員退職報償金などが減額となったことから、前年度より155万1,000円減額の3億9,419万円を計上いたしました。

款9 教育費は、小学校管理運営事業の工事費や本庄上里学校給食組合運営費負担金が減額となりましたが、上里町民体育館改修工事や上里北中学校と神保原小学校にかかわる営繕工事等設計委託料が増額となったことから、前年度より1億4,845万円増額の10億7,751万7,000円を計上いたしました。

款10 公債費は、長期金利動向からの見通しから長期債利子を減額といたしましたが、上里中学校改築事業にかかわる償還金の増加により長期債元金が増額となったことから、前年度より2,433万円増額の8億8,838万5,000円を計上いたしました。

款11 諸支出金は、預金金利状況から基金利子を増額いたしまして、前年度より10万4,000円増額の95万8,000円を計上いたしました。

款12 予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

歳出合計は歳入合計と同額の87億5,430万円になります。

次に、11ページは、第2表 債務負担行為になります。

公共用地先行取得事業は、平成30年度に上里町などの依頼に基づき土地開発公社が先行取得

する場合の用地取得に要する費用の債務負担行為になります。

農業近代化資金は、平成30年度の資金貸し付けによる利子補給にかかわる債務負担行為になります。

総合文化センター及び老人センターの指定管理委託は、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為になります。

次に、12ページをごらんください。

第3表 地方債になります。

国民保護対策事業については、全国瞬時警報システム、Jアラートの機器更新にかかわる地方債でございます。国からの要請によりまして、平成30年度はJアラート新型受信機への更新が予定をされております。更新にかかわる経費については有利な地方債が活用できることから、総務関係の地方債として220万円の限度額とするものでございます。

道路維持補修事業、児玉工業団地アクセス道路事業、藤木戸勝場線歩道整備事業、橋梁維持事業、公園管理事業を合わせ、土木関係の地方債として、合計1億1,280万円の限度額といたしました。

臨時財政対策債は、国の地方債計画により、前年度と同額の4億1,500万円の限度額といたしました。

次に、起債の方法につきましては、利率を4.0%以内とし、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と規定をしております。

償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成30年度の予算編成方針及び一般会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、御提案申上げました議案第34号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の15ページをごらんください。

平成30年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億3,224万5,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算

の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について御説明をさせていただきます。

平成30年度からは、国民健康保険法の改正によりまして、埼玉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ってまいります。

町は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収といった事業を引き続き担うことになり、埼玉県と上里町は国保の共同保険者となります。こうした一連の仕組みを「国保の広域化」と呼んでおりますが、予算編成においては、これまで町に交付されていた歳入や、町が執行していた歳出の計上が廃止や変更となっております。

歳入では、国庫支出金の多くの負担金等、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金などが廃止となっております。

歳出では、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金、共同事業拠出金について医療費に関する事業などが廃止となっております。

16ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分になります。前年度より2,967万5,000円減額の5億8,773万1,000円を計上いたしました。

国保税の賦課方法、税率等については、国保の広域化に伴い、国保運営協議会に諮問をしておりましたが、「平成30年度は円滑な制度移行を考え、賦課方法・税率等は据え置き、国保広域化による決算状況等が明確になった時点で見直しを行う」、このような答申があったことから、平成30年度の保険税率等は据え置きとなっております。

款2 使用料及び手数料は、国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料といたしまして、2,000円の科目設定として計上いたしました。

款3 国庫支出金は、災害臨時特例補助金としまして1,000円の科目設定を計上しました。国保広域化によりまして国庫支出金は県に交付されるため、前年度に対し、大きな減額となっております。

款4 県支出金は、補助金として保険給付費等交付金が新設され、23億5,557万円を計上いたしました。

普通交付金は、保険給付の実施、そのほかの国保事業の円滑かつ確実な実施のため、町が保険給付に要した費用の全額が県から交付されるものがございます。特別交付金は、町の財政状況やその他の事業に応じて、保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金、特定健康診査等負担金として交付されるものがございます。

款5 財産収入は、国保基金の利子収入として1,000円の科目設定を計上いたしました。

款6 繰入金は、一般会計からの保険基盤安定分や職員給与費等に対する繰入金と国保基金からの繰入金などで、前年度より1億6,173万5,000円減額の2億5,883万5,000円を計上いたしました。

減額の主な理由は、その他一般会計繰入金为国保の広域化により納付金制度に移行し、激変緩和措置が講じられたことにより、大きく減額となったことが影響をしております。

款7 繰越金は、前年度と同額の2,500万1,000円を計上いたしました。

諸収入は、項1 国民健康保険税の延滞金や過料として前年度と同額の500万2,000円、項2 預金利子は1,000円の科目設定、項3 雑入は、70歳から74歳までの前期高齢者にかかわる医療費の一部負担金の公費負担分などが10万1,000円で、諸収入合計で510万4,000円を計上いたしました。

歳入合計は32億3,224万5,000円になりまして、前年度より8億3,486万6,000円減額となっております。

次に、17ページをごらんください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1 総務費は、項1 総務管理費が職員7名分の給与費、レセプト点検員賃金、電算事務委託などの事務経費や埼玉県国保連合会に対する負担金などで、合計6,826万円となります。

項2 徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収にかかわる事務経費として341万円となります。

項3 運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費38万4,000円となります。

項4 趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策のパンフレット代等30万9,000円となります。

総務費合計で前年度より290万7,000円増額の7,236万3,000円を計上いたしました。

款2 保険給付費は、項1 療養諸費が一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費、審査支払手数料となりまして、前年度より3,142万1,000円減額の20億3,210万4,000円を計上いたしました。

項2 高額療養費は、一般被保険者、退職被保険者等を含め、前年度より2,076万8,000円減額の2億7,491万4,000円を計上いたしました。

項3 移送費は、病気やけがなどのため移動が困難な患者が医師の指示により入院や転院した場合に、審査を行って、必要と認めた場合に支給するもので、前年度と同額の4万円を計上いたしました。

項4 出産育児諸費は、出産育児一時金につきまして32人分を見込みまして、1,344万7,000円を計上いたしました。

項5 葬祭諸費は、46人分を見込みまして、230万円を計上いたしました。

保険給付費合計で前年度より5,367万円減額の23億2,280万5,000円を計上いたしました。

減額となった主な要因は、退職被保険者等の療養給付費及び療養費が平成27年3月、制度廃止により新規対象者がなく、また後期高齢者医療制度に移行する被保険者が多くいることなどの影響によるものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金は、国保の広域化に伴い、納付金制度に移行し新設された款で、7億8,594万3,000円を計上いたしました。県全体で必要な医療給付費や後期高齢者支援金、介護納付金を支払うために、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき算定された上里町が負担する分の納付金であり、県から示された決定額によるものでございます。

款4 共同事業拠出金は、国保連合会への退職医療制度の対象者把握のための拠出金として1,000円を計上いたしました。国保広域化により、医療費に関する共同事業の拠出金については8億7,005万1,000円の減額となりました。

款5 保健事業費は、項1 保健事業費は、健康づくりのための講師謝礼や人間ドック等の予防検診補助金として1,818万9,000円を計上いたしました。

項2 特定健康診査等事業費は、受診率向上のため、受診環境の整備として、自己負担の無料化、個別健診の期間を2カ月間延長を講じ、これによる伸びを150人程度見込み、2,200人分の2,615万7,000円を計上いたしました。

保健事業費合計で前年度より228万6,000円増額の4,434万6,000円を計上いたしました。

款6 基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立金になりまして、2,000円の科目設定となります。

前年度までは法定分として10万円を計上しておりましたが、国保の広域化に伴う基金条例の一部改正により予算の範囲内としたもので、一般会計からのその他繰り入れをしている状況であることから、科目設定となっております。

款7 諸支出金は、項1 償還金及び還付加算金が一般被保険者と退職被保険者の保険税還付金、還付加算金、過年度の療養給付費交付金や国・県支出金の精算による返還金の科目設定などで378万4,000円を計上いたしました。

項2 繰出金は、1,000円の科目設定となります。

諸支出金合計で、前年度より93万1,000円増額の378万5,000円を計上いたしました。

款8 予備費は、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の32億3,224万5,000円となっております。

以上で、平成30年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御提案申し上げました議案第35号 平成30年度上里町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の21ページをごらんください。

平成30年度上里町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億145万7,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明をさせていただきます。

22ページをごらんください。

町の介護保険事業の根幹となります上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、3年に1度見直しをされ、平成30年度の予算編成に当たっては、平成30年度から平成32年度の3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定いたしました。本計画では、第6期計画を継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた予算となっております。

第1表 歳入歳出予算でございます。

最初に、歳入について御説明いたします。

款1 介護保険料は、第7期計画策定に伴う保険料の改定により4億5,503万9,000円、前年度対比4,197万6,000円、10.16%の増額で計上しております。

内訳といたしましては、現年度賦課分4億5,313万9,000円、滞納繰越分190万円を見込みまして、前年度より4,197万6,000円増額の4億5,503万9,000円を計上いたしました。

款2 国庫支出金は、前年度より440万5,000円減額の3億3,796万8,000円を計上いたしました。

項1 国庫負担金は、保険給付費に厚生労働大臣が定める係数を乗じた額で、前年度より306万6,000円増額の2億9,008万3,000円を計上いたしました。

項2 国庫補助金は、調整交付金や地域支援事業交付金になりまして、前年度より747万1,000円減額の4,788万5,000円を計上いたしました。

款3 支払基金交付金は、介護納付費と地域支援事業費の27%が社会保険診療報酬支払基金から一律に第2号被保険者分として交付されるもので、前年度より712万8,000円減額の4億6,011万7,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、前年度より896万1,000円増額の2億5,567万円を計上いたしました。

項1 県負担金は、県知事が定める係数を保険給付費に乗じた額で、前年度より1,035万5,000円増額の2億4,290万3,000円を計上いたしました。

項2 県補助金は、地域支援事業交付金で、前年度より139万4,000円減額の1,276万7,000円を計上いたしました。

款5 繰入金金は、前年度より480万7,000円減額の2億9,213万9,000円を計上いたしました。

項1 一般会計繰入金は、保険給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減分の町負担分及び一般会計から事務費分で、前年度より601万1,000円増額の2億9,213万8,000円を計上いたしました。

項2 基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として1,000円の科目設定を計上しました。

款6 繰越金は、前年度同様50万円を計上いたしました。

款7 諸収入は、前年度同様2万4,000円を計上いたしました。

項1 延滞金、加算金及び過料は、前年度同様1,000円の科目設定、項2 雑入は、第三者納付金等で、前年度同様2万3,000円を計上いたしました。

歳入合計は18億145万7,000円になりまして、前年度より3,459万7,000円増額となっております。

次に、23ページをごらんください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1 総務費は、前年度より180万9,000円増額の6,543万2,000円を計上いたしました。

項1 総務管理費は、職員の給与費、事務経費などで4,146万7,000円、項2 徴収費は、介護保険料の賦課徴収にかかわる事務経費として193万3,000円、項3 介護認定審査調査費は、介護認定審査にかかわる事務経費、介護認定調査員の賃金等として2,155万円、項4 趣旨普及費は、介護保険制度の改正に伴い、町民への制度の周知に使用するパンフレットの購入費として48万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

款2 保険給付費は、前年度より4,125万5,000円増額の16億3,996万3,000円を計上いたしました。

項1 介護サービス等諸費は、要介護1から5の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が

負担するもので、15億1,525万8,000円、項2 介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので、2,668万6,000円、項3 高額サービス費は3,191万4,000円、項4 高額医療合算介護サービス等費は323万円、項5 審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に支払う手数料で82万4,000円、項6 特定入所者介護サービス等費は6,205万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

款3 基金積立金は、皆増の46万7,000円を計上いたしました。

款4 地域支援事業費は、前年度より893万4,000円減額の9,439万2,000円を計上いたしました。

項1 包括的支援事業・任意事業費は3,020万3,000円、項2 介護予防・日常生活支援総合事業費は6,418万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

款5 諸支出金は、前年度と同額の70万3,000円を計上いたしました。

項1 償還金及び還付加算金は、70万2,000円を計上いたしました。

項2 繰出金は、1,000円の科目設定になります。

款6 予備費は、前年度同様50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入総額と同額の18億145万7,000円となっております。

以上で、平成30年度上里町介護保険特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御提案申し上げました議案第36号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の27ページをお開きください。

平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,293万4,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明をさせていただきます。

28ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合において見込まれた数値をもとに計上いたしました。

県広域連合では、平成30年度、31年度の保険料の改定により、均等割額の減額と所得割率の減を行いました。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、均等割軽減の判定所得の拡大と賦課限度額の引き上げを行いました。この結果、県における1人当たりの保

険料は3円減の7万4,018円となっております。

町の予算編成に当たりましては、被保険者数を3,498人で見込んだ保険料に予定収納率99.4%で算出しております。現年度分と滞納繰越分を含め、前年度より2,383万2,000円増額の1億8,825万円を計上いたしました。

増額の要因は、前年に対し被保険者数が322人増となったことが上げられます。1人当たりの保険料見込み額は5万3,896円となっております。

款2 使用料及び手数料は、保険料の納付証明手数料として1,000円を計上いたしました。

款3 国庫支出金は、高齢者医療制度の円滑かつ健全な運営に資することを目的として、システム改修委託料について補助率が10分の10で交付をされるものでございます。

款4 繰入金は、一般会計からの繰入金で、県・広域連合への事務費分の負担金や保険料の軽減分としての保険基盤安定繰入金などで、前年度より804万6,000円増額の7,610万3,000円を計上いたしました。

款5 繰越金は、前年度の繰越金として50万円を計上いたしました。

款6 諸収入は、項1 延滞金、加算金及び過料と、項2 預金利子が科目設定となります。

項3 受託事業収入は、町が実施した健康診査について県広域連合からの受託料を計上いたしました。

項4 雑入は、保険料の還付返還金や県・広域連合からの人間ドックに対する補助金などになります。前年度より122万2,000円増額の716万2,000円を計上いたしました。

歳入合計は2億7,293万4,000円になりまして、前年度より3,401万8,000円の増額となっております。

次に29ページをごらんください。

歳出について御説明いたします。

款1 総務費は、項1 総務管理費が後期高齢者の方の被保険者証の交付や健康診査のための委託料、人間ドック補助金等の諸費、後期高齢者医療システムの保守委託などの事務経費といたしまして、1,117万3,000円を計上いたしました。

項2 徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収にかかわる事務経費212万2,000円を計上いたしました。

総務費合計で、前年度より244万8,000円増額の1,329万5,000円となっております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、県・広域連合への事務費などの共通経費負担金、保険料の納付金、保険基盤安定分などで、前年度より3,137万円増額の2億5,862万7,000円を計上いたしました。

増額の要因は、保険料負担分が被保険者数の増による増額、保険基盤安定分が軽減対象者の

増により増額などの影響が上げられます。

款3 諸支出金は、保険料還付金、還付加算金、一般会計繰出金で、前年度より20万増額の51万2,000円を計上いたしました。

款4 予備費は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の2億7,293万4,000円となっています。

以上で、平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時25分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明及び議案の説明を続行します。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第37号 平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の33ページをお開きください。

平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,364万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

34ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

最初に、歳入について御説明いたします。

款1 分担金及び負担金は、農業集落排水施設の接続に伴う受益者分担金で、前年度と同額の25万円を計上いたしました。

款2 使用料及び手数料は、前年度より6万円増額の250万円を計上いたしました。

款3 繰入金は、一般会計からの繰入金といたしまして、前年度より19万4,000円増額の1,079万5,000円を計上いたしました。

款4 繰越金は、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の10万円を計上いたしました。

款5 諸収入は、預金利子として、前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

歳入合計は1,364万6,000円になりまして、前年度より25万4,000円増額となっております。

次に、35ページをごらんください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1 事業費は、農業集落排水の施設、設備にかかわる維持管理事業費といたしまして、前年度より25万3,000円増額の827万5,000円を計上いたしました。

款2 公債費は、平成11年度から平成15年度までの借入金に対する償還金といたしまして、前年度より1,000円増額の537万1,000円を計上いたしました。

歳出総額は、歳入総額と同額の1,364万6,000円となっております。

以上で、平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

御提案申し上げました議案第38号 平成30年度上里町水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の39ページをお開きください。

第1条、平成30年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。

1、給水戸数は、1万2,879戸を予定しております。

2、年間給水量は、360万7,000立方メートルでございます。

3、1日平均給水量は、9,882立方メートルでございます。

4、主な建設改良事業は、イ、配水管布設工事等で2,857万5,000円、ロ、老朽管更新事業で2,925万円、ハ、浄水場更新工事で1,290万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収益的収入ですが、第1款事業収益は、5億4,623万1,000円になります。前年度より3,345万2,000円の減額となります。

内訳でございますが、第1項給水収益の柱であります水道料金と加入金などの営業収益は4億9,965万3,000円で、前年度より3,395万円の減額となります。

第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は4,657万7,000円で、前年度より498万円の増額となっております。

第3項特別利益は1,000円で、科目設定になります。

40ページをごらんください。

次に収益的支出でございますが、第1款事業費は5億1,448万8,000円になります。前年度より225万9,000円の減額となります。

内訳でございますが、第1項浄水場の維持管理や減価償却費などの営業費用は4億4,993万1,000円で、前年度より749万1,000円の増額となっております。

第2項企業債利息や消費税納付などの営業外費用は5,855万7,000円で、前年度より975万円の減額となっております。

第3項不納欠損などの特別損失は400万円で、前年度と同額になります。

第4項予備費は200万円で、前年度と同額になります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,440万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額528万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,450万3,000円及び繰越利益剰余金処分額1億6,462万1,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は、6,894万1,000円になります。

内訳でございますが、第1項企業債6,180万円で、前年度より2,000万円の減額となります。

第2項国庫補助金1,000円は科目設定になります。

第3項下水道事業から移設工事の負担金714万円になります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は3億9,334万8,000円で、前年度より369万7,000円の減額となります。

内訳でございますが、第1項水道管布設工事や浄水場工事などの建設改良費は8,805万8,000円で、前年度より1,494万円の減額となります。

第2項企業債償還金は3億529万円で、前年度より1,124万3,000円の増額となります。

41ページをごらんください。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。起債の目的は、配水管布設工事等、老朽管更新事業、浄水場更新工事として、限度額は6,180万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものでございます。

1、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、2、建設改良費、企業債償還金の間の流用でございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費5,943万1,000円、交際費1万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということでございます。

42ページをお開きください。

第9条、補助金は、地方公営企業法第17条の2の規定による一般会計との負担区分に基づく補助金額を定めたものでございます。

平成30年度に補助を受ける金額は、1、企業債利息支払金補助880万8,000円、2、消火栓等に要する経費に伴う補助136万7,000円でございます。

第10条、繰越利益剰余金のうち1億6,462万1,000円を減債積立金に処分するものでございます。

第11条、棚卸資産の購入限度額は690万7,000円と定めるものでございます。

以上で、平成30年度上里町水道事業会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御提案申し上げました議案第39号 平成30年度上里町下水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書45ページをお開きください。

第1条、平成30年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

- 1、接続戸数は、885戸を予定しております。
- 2、年間有収水量は、38万9,262立方メートルでございます。
- 3、1日平均有収水量は、1,066立方メートルでございます。
- 4、主な建設改良事業は、污水管渠築造事業で3,943万5,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収益的収入は、第1款事業収益が2億3,075万6,000円になります。前年度より49万5,000円の減額となります。

内訳でございますが、第1項下水道使用料と他会計負担金などの営業収益は7,656万円で、前年度より863万3,000円の増額となります。

第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1億5,419万5,000円で、前年度より912万8,000円の減額となります。

第3項特別利益は1,000円で、科目設定となります。

次に、収益的支出でございますが、第1款事業費は2億2,686万6,000円で、前年度より39万7,000円の増額となっております。

内訳でございますが、第1項管渠維持管理や減価償却費などの営業費用は1億7,942万4,000円で、前年度より223万7,000円の増額となっております。

第2項企業債利息などの営業外費用は4,644万1,000円で、前年度より184万円の減額となります。

第3項特別損失は1,000円で、科目設定となります。

第4項予備費は100万円で、前年度と同額となります。

46ページをごらんください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,952万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額434万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,427万7,000円、当年度分損益勘定留保資金4,089万7,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は1億1,979万4,000円となります。前年度より4,865万9,000円の減額となります。

内訳といたしましては、第1項企業債は8,200万円で、前年度より4,490万円の減額となります。

第2項国庫補助金は1,500万円で、前年度より500万円の減額となります。

第3項負担金及び分担金は300万9,000円で、下水道受益者負担金となります。前年度より58万1,000円の減額となります。

第4項出資金は470万3,000円で、一般会計からの出資となります。前年度より113万8,000円の増額となります。

第5項他会計補助金は1,508万2,000円で、流域下水道建設負担金、企業債元金償還分の一般会計からの補助金となります。前年度より68万4,000円の増額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は2億931万7,000円で、前年度より4,505万8,000円の減額となります。

内訳でございますが、第1項建設改良費は1億824万5,000円で、前年度より5,034万8,000円の減額となります。

第2項企業債償還金は1億107万2,000円で、前年度より529万円の増額となります。

47ページをお願いいたします。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は、公共下水道事業に限度額4,500万円、流域下水道事業建設負担金に限度額3,700万円の合計8,200万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものでございます。

1、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、2、建設改良費、企業債償還金の間の流用でございます。

48ページをごらんください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費2,069万8,000円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということでございます。

第9条、補助金は、地方公営企業法第17条の2の規定による一般会計との負担区分に基づく補助金額を定めたものでございます。平成30年度に補助を受ける金額は、1億2,676万6,000円でございます。

以上で、平成30年度上里町下水道事業会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

なお、着座にての説明を許可いたします。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 岡村拓哉君補足説明〕

○議長（納谷克俊君） 以上をもちまして、平成30年度上里町一般会計予算について、平成30年度上里町国民健康保険特別会計予算について、平成30年度上里町介護保険特別会計予算について、平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、平成30年度上里町水道事業会計予算について、平成30年度上里町下水道事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

◎散 会

○議長（納谷克俊君） 本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時35分散会